

会 議 録（要点記録）

会 議 名	第 3 7 期小金井市公民館運営審議会第 1 4 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	令和 7 年 3 月 1 9 日（水）午前 9 時 3 0 分から午前 1 1 時 3 5 分		
開 催 場 所	小金井市役所本庁舎第一会議室		
出 席 委 員	本川委員長 倉持副委員長 福井委員 大坪委員 稲垣委員 吉田委員 川原委員		
欠 席 委 員	浅野委員 橋本委員 石原委員		
事 務 局 員	渡邊公民館長 落合事業係長 八方事業係主査 諏訪庶務係長		
東分館・緑分館・貫井北 事業運営受託者	N P O 法人市民の図書館・公民館こがねい 鈴木東分館長 伊藤緑分館長 村山貫井北分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	3 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	1 開会 2 第 1 2 回公民館運営審議会の議事録の承認について 3 報告事項 (1) 東京都公民館連絡協議会委員部会の報告について (2) 第 6 1 回東京都公民館研究大会の報告について (3) 公民館事業の報告について (4) 令和 7 年度公民館に関する主な予算 4 審議事項 (1) 公民館事業の計画について 5 協議事項 (1) 令和 7 年度公民館重点施策（案）について (2) 公民館有料化について 6 その他 7 閉会 配付資料 資料 1 東京都公民館連絡協議会委員部会の報告 資料 2 公民館事業の報告 資料 3 令和 7 年度公民館に関する主な予算 資料 4 公民館事業の計画 資料 5 令和 7 年度公民館重点施策（案） 資料 6 公民館活動団体における事例検討まとめ 資料 7 意見・提案シート		

1 開会

2 第12回公民館運営審議会の議事録の承認について

【本川委員長】

第12回公民館運営審議会については承認ということでよろしいか。

(異議なし)

3 報告事項

(1) 東京都公民館連絡協議会 委員部会の報告について

【吉田委員】

第6回運営委員会は1月30日柳沢公民館で開催され、参加は7市であった。詳細は資料1をご覧ください。前回の議事録の承認、都公連役員会報告では、館長部会での非加盟市との積極的な情報交換や、研修担当による職員研修は、2月19日西東京市、26日に国分寺市で開催した。また、2月の国立市での研究大会ではアンケートを実施するとのことであった。

協議事項Ⅱの令和7年度関東甲信越静役員候補者に国分寺市を推薦した。令和7年度の都公連定期大会が4月23日で、令和9年度関東甲信越静研究大会東京大会は、狛江市が開催担当である。

次に本日配付の資料1（追加）をご覧ください。

第7回運営委員会は3月19日柳沢公民館で開催され、参加は9市であった。

前回の議事録の承認、都公連研究大会の総括報告では、当日は200名のホールがほぼ埋まり、盛況裏に開催された。小金井市からも多く参加したことは話題となった。基調講演では、東大の名誉教授の佐藤先生から三多摩テーゼの歴史的背景の講演が好評であった。シンポジウムでは3名による、具体事例が紹介され、国立市のコーヒーハウス、小平市の公民館と子ども食堂であり、参考になったという意見が出ていた。一方、今回は課題別集会がなく残念だったとの意見もあった。

次年度の申し送り事項では、公民館に関する調査を4年に一度実施し、項目は都度確認したいとのことであった。

今回は西東京市から福生市に替わるが、日時等に調整中とのことである。

(2) 第61回東京都公民館研究大会の報告について

【渡邊公民館長】

2月8日に第61回東京都公民館研究大会が開催された。

基調講演では、三多摩テーゼの歴史的意義と今日的課題を、東京大学名誉教授の佐藤先生から、戦後に公民館が生まれた背景や昭和49年3月に東京都社会教育部が作成された提言書「新しい公民館像を目指して」、いわゆる三多摩テーゼについての内容であった。

社会教育からスタートし、1970年から1990年にかけて生涯教育、生涯学習という概念が広まってきたが、最近の傾向として社会教育の考え方が見直されており、つながる、学び合う、地域づくりに回帰しているようである。また、趣味や生きがい活動、仲間づくりと子ども食堂、子供の居場所づくりなど、地域課題解決につながる活動というのは、生涯学習と社会教育の観点からも一定区別して考える必要があると、まさに現在公運審で議論してい

る内容と合致する発言でもあり、これまで進めてきた公運審での議論の方向性を実感した。

【本川委員長】

参加された委員から発言があればお願いします。

【福井委員】

総参加数は160名であった。

館長が言われたように、佐藤一子名誉教授が四つのポイントで、三多摩テーズからちょうど50年目の年で、公民館はどういう施設であるか学びを築く場所だということを話され、子供・若者の学びの参加拡大を目指すべきではと言われていた。

シンポジウム＋ディスカッションでは、佐藤一子先生も含めて4人での開催で、共通するキーワードは、「学びとまちづくり」であった。

【稲垣委員】

この大会の感想としては、基調講演では、かなり大局的な話を伺った後に、シンポジウムでの西山さんの話は刺激的であった。

その後、10分程度、あまり時間がなかったが、周りの人と意見交換をする場で、2人の方と情報交換を行った。西東京市では若者が公民館に集まっているようで、その辺りのノウハウを取り入れ、今後若者を呼び込めればいいという気がした。

企業の方は、日野市で公民館活動のサポート連携をされていて、民間の企業との連携で新しいところを模索していくのも面白いと思う。

西山さんのような外の方からの刺激を受けて、活性化していくというのもいいのではないかとの感想である。

【本川委員長】

こういう機会には、奮って参加していただきたい。

(3) 公民館事業の報告について

【落合事業係長】

資料2をご覧ください。今回、5館、28事業を報告させていただく。

トピックスは1ページ本館事業で、12月に明治安田と連携協定を結び初めて実施した連携講座である。今回の内容は「あなたは大丈夫？フレイル予防の勧め」で、定員25名に対し、応募19名と少ないが、同時にQOL「Quality Of Life 健診」という血管年齢、握力測定を実施し、来館者を含めると約40名弱の方が受診され好評であった。令和7年度も連携事業を進めていきたい。

【渡邊公民館長】

月刊こうみんかん2月号の記事でもあるが、明治安田生命との連携講座、株式会社フライトと市で協定を結んでおり、ドローンを使った講座を実施した。稲垣委員からの意見の民間との連携講座も、今後進めていきたいと考えている。

【福井委員】

2ページの担当職員等の感想で、公民館の本来の姿とはどういった意味合いを意図しているのか。

2点目は、5館の報告の中で参加費欄が東分館だけが「無料」で、ほかでは「なし」となっているが統一しないのか。

【落合事業係長】

1点目の公民館本来の姿とは中長期計画においても、公民館は本来集う、学ぶ公民館であって、以前からも公運審に説明してきているが、公民館から不特定多数に対して配信することはふさわしくないと考えている。インターネットのSNSの配信に慣れている方々の希望であるが、公民館に集まって学ぶことに重きを置いてやっていきたい。

また、参加費は、「なし」という記載で今後統一したい。

【福井委員】

公民館本来の姿というのは、やはり公民館に来て学ぶことで、対面する講座が必要だと基本的には思っている

ただ、インターネットの活用は方向性としては、紹介するようなルーツもあっていいと思う。

【稲垣委員】

応募者数に随分ばらつきがあるという印象である。

16ページの緑分館のかわぐちかいじさんが多いのは分かるが、2ページ、3ページの本館の講座への応募者が多い理由、分析はいかがであるか。

【落合事業係長】

私が担当したが、当初、ここまで応募者数となるとは思っていなかった。

参加者町区分の多くが野川流域の方であるのと、ここ数年、縄文という時代背景の人气が上がってきているのではないか。

参加される方の心証としては、自分たちの好みに合ったものに関しての興味で、ニーズがずれると人数は少ない傾向となる。その辺りを事業系の全体で内容を共有し、公民館に合った事業をどのような形で運営していくかを検討していくので、確認してほしい。

【稲垣委員】

そういったことを全館で共有し、認識して進めていけばより盛り上がるという気がするので、ぜひ継続をお願いしたい。

【川原委員】

市民講座の縄文人の暮らしは、周りで応募したが、落選された方が多く、林先生は南小の学校運営協議会の委員であり、明日、南小での遺跡の講座をお願いし、直前の募集であったが多く集まり、今、縄文キャンプとかは旬なものである。

公民館も講座のタイトル名や、チラシの作り方のスキルが上がっていると感じる。

【福井委員】

友人も3名申込み1名だけ受講でき、当日の資料は頂いたが、小学生でも理解できるような内容の資料で非常によかった。3名は公民館のチラシで申込みしたようで、小金井の歴史に注目し、非常によい講座であったと思う。

(4) 令和7年度公民館に関する主な予算

【諏訪庶務係長】

資料3をご覧ください。

令和7年度に向け市議会で予算が可決しており、公民館に関する主な予算項目を説明させていただきます。

施設整備関係では、貫井南センター及び緑分館視聴覚室の空調設備等の改修工事、緑分館の2年に一度のテニスコートの整備、本館集会室の畳の整備を行う。

【落合事業係長】

公民館事業では、今までどおりの実施と、新たに少年教育事業を直営館で実施する。

コミュニティにおける中心的な役割を担う公民館として、地域の活性化、活躍等に対する、若年層の掘り起こし、また、健全育成、地域活性化の一助になることを目的とする。

概要は、貫井南分館では子ども体験講座を、小学校1年生から中学3年生を対象に親子の触れ合いや体験学習をメインとした事業を全2回行いたいと考えている。

また、本館では仮称コミュニティリーダー養成講座、災害をテーマとして、町会、自治会、市の地域安全課、消防団等と連携を図りながら、中学生から高校生を対象に宿泊も含めた疑似体験等を全4回実施すること考えている。

この講座は、法政大学の現代福祉学部のゼミの全面協力にもより、連携して行っていく。

【川原委員】

コミュニティリーダー養成講座の内容はすごくいいと思うが、学校運営協議会、各学校の防災会も地域とつながろうとしているので、学校への声かけなどうまくリンクして情報共有をお願いしたい。

【福井委員】

コミュニティリーダー養成講座は、対象者が中学1年から高校3年生の15名となっているが、こういった広報で集める予定か聞きたい。

【落合事業係長】

川原委員からのお話は確認させていただく。

福井委員からの質問は、基本的には公民館の事業募集と同じ形でやる予定で、初の事業であるので、考えて参加を促したい。

【福井委員】

公平にオープンをお願いしたい。

4 審議事項

(1) 公民館事業の計画について

【落合事業係長】

資料4をご覧ください。

今回、3館で13事業を予定している。例年どおりの事業予定や、また、通年を通しての期間的に長い事業もある。審議の上、承諾をお願いする。

【吉田委員】

青年学級「みんなの会」は、いつからいつまでとなるか。

【落合事業係長】

毎月で、4月から3月までである。

【本川委員長】

ほかにはいかがであるか。

なければ、公民館事業の計画については承認ということによろしいか。

(異議なし)

5 協議事項

(1) 令和7年度 公民館重点施策(案)について

【渡邊公民館長】

令和7年度公民館重点施策(案)について、国の教育振興基本計画、また、市の上位計画である小金井市第5次基本構想・後期基本計画、小金井市生涯学習推進計画に変更がないことから、公民館重点施策についても大きな変更は考えていない。昨年文言等を若干修正したい。

重点施策3は、青少年の健全な成長を図る体験交流につながる学習の実施としていたが、文科省の資料なども参考に「青少年の健全な成長を図る体験など、子どもや若者への社会教育の促進」に、施策4は、多様な学習の実施であったものを「多様な学習手段の提供」に修正。施策5、家庭教育の支援を「家庭教育への支援」に、施策6、ボランティア活動の支援を「ボランティア活動への支援」に修正している。

本日は、ご意見を伺いたい。

【稲垣委員】

この重点施策は、社会教育委員会、まちづくり条例などとの公民館の位置づけ、関連をどう捉えればいいのか。社会教育問題というのは、ほかの委員会等々でも絡むと思うが、そことは連携してつくられているという認識でよいか。

【渡邊公民館長】

基本的に市の上位計画に基本構想があり、そこから小金井市の都市計画マスタープラン、まちづくり条例、そして生涯学習推進計画が関連で上下の関係になり、その下に最終的には現在の公民館中長期計画がある。

一方では、国の施策といったトレンドを踏まえながら重点施策をつくっている。

直接的にまちづくり条例や、都市計画マスタープランと公民館の活動というものがイコールにはならず、国や市の動きは意識し各種講座を実施することになる。

当然皆さんに来ていただけて楽しんでもらえる講座、少し専門的な講座、先ほどのコミュニティリーダー育成の講座は、防災を意識しており、市の施策を一定考慮して実施していくものである。

【川原委員】

重点施策3にある地域学校協働活動との連携は、現段階でどんなイメージであるか。

【渡邊公民館長】

地域学校協働活動とは、市の教育委員会としても意識し進めていく現在の方向性だと思っている。ただし、一足飛びに各公民館と各学校とがつながるのはなかなか難しい。以前、緑分館長とコーディネーターの方と意見交換は行い、地域学校協働活動のニーズをまずは押さえ、公民館として、こういったお手伝いや連携ができるのかを一緒に知恵を出し合い、連携を図っていききたい。

【大坪委員】

毎年ある程度変化があり、事業を計画するときに重点施策を意識していると思うが、公運審で計画案として上がってきたときに、この重点施策を基にということが分からないと、本当の重点ではなく、単なる施策になるのでは。

例えば多世代間の交流という重点施策の計画、結果でいろんな世代の参加があり、うまくいったところにつながるので、その点についての工夫があると委員としても前向きな建設的な意見を提案できるのではないかと考えている。

【渡邊公民館長】

大坪委員から指摘の点は、実際の講座がこの重点施策にどう位置づけ、ひもづいているのかとの意見であった。令和6年度も途中であるが、今後示したいと考えている。

報告と計画の様式を若干変える必要もあり、改めて検討する宿題といたしたい。

【本川委員長】

災害については大きな問題であり、これから何が起きるか分からず、地域にある公民館はそれぞれ役割を持っているが、私たちも現実をよく分からない。災害時の対応をオープンにし説明があると、委員が理解した上で、様々なことに取り組んでいただけるといいと思う。

【川原委員】

重点施策4で、ICTの活用による多様な学習手段の提供とあるが、落合係長が言っていた、集うことはもちろんだが、今日雪で、この後すぐ学校に行かなくてはならず、オンラインでの会議対応を聞いたが、この場所では対応できないということだった。

集える方はいいが、集まって来られない方にアーカイブだけでも配信するなどの、今の時代に合ったそういうチャンスが行き渡るようなICTの活用が必要であると思うが、どんなイメージでいるのか伺いたい。小金井市は遅れているので、公民館からもそういった声を市に上げていただきたい。

【落合事業係長】

ICTというのは日々進化している部分があるが、去年の公民館で一番大きいのは、学習力の拡大で、ドイツ在住の先生や大学の研究室とインターネットでつながり講義を行ったり、他館連携では、同じ講座を他館にも通信したりという通信というイメージを主力として実施した。

ただ、ICT、それだけではない部分があるので、今後、研究を重ねながらよりよい公民館事業の拡充という形でと考えている。

【本川委員長】

これがうまく動くには環境整備が非常に大事で、遅れも念頭に置いて考えるべきである。

(2) 公民館有料化について

【渡邊公民館長】

資料6をご覧ください。前回は、各委員からの有料、減免の判断の回答が分かれた項目について、どのような考え方により判断したのかを第12回公運審意見として記載した。今回は、前回からの引き続きの意見交換とその他の項目についても伺いたい。

はじめに、宿題で持ち帰った悠友クラブについて、福井委員から悠友クラブが活動する高齢者いこいの部屋は、老人福祉法に規定する老人福祉センターに位置づけられ、原則無料ではないか、という趣旨の意見をいただいた。確かに高齢者いこいの部屋は、運用時間が午前9時から午後5時で、悠友クラブが当該の時間帯で使用する場合には無料となる。事務局が問題提起したのは、例えば午後5時以降にいこいの部屋を使用した場合や、その他の公民館の別の部屋を利用した場合どのように考えるか。一方で、会費の徴収があれば有料でよい、という意見もあったため、市の担当に確認したが、会費を取っているところが多いと思うが、詳細までは把握していないということであった。

【稲垣委員】

高齢者いこいの部屋の午後5時以降ということであるが、そもそものいこいの部屋は、公民館の管轄になるのか。

【渡邊公民館長】

3つの施設で高齢者いこいの部屋が設置されており、貫井南は児童館といこいの部屋、緑分館は図書館といこいの部屋で、建物の管理や部屋の貸出しは公民館が行っている。東センターは、図書館と公民館、集会所の複合施設となっており、高齢者いこいの部屋は集会所の1機能という扱いである。集会施設の一部は既に有料化しているが、東町集会所は無料のままとなっている。今後、公民館を有料にした場合、東町集会所の取扱いをコミュニティ文化課と調整する必要がある。

【稲垣委員】

そこが問題かという気がする。同じ建物で無料、有料との違いは違和感がある。

【渡邊公民館長】

今後、運用方法の詳細を詰めていく必要がある。

【稲垣委員】

個人的な意見としては、管理上、各課がまたがるが、同じ建物であれば同じ運用にし、いこいの部屋の9時から5時は、悠友クラブは無料で使い、ほかの団体は有料で使う。5時以降に悠友クラブが使う場合は有料になるという、切り分けでいいように思う。

【本川委員長】

稲垣委員から一つの館として、機能の一本化の調整見通しはどうであって、どこがやることになるのか。

【渡邊公民館長】

基本的には公民館が中心になり、各課と調整することになる。現状の運用としては、高齢者いこいの部屋の時間帯の9時から5時の間は、公民館で全部押さえ、その時間は悠友クラ

づしか利用できないという運用である。それ以外の時間帯は、通常の部屋と同様に予約制にしている。

【本川委員長】

どちらにせよ調整や規約的にも必要なことになってくるので、その辺りを含め調べていただきたい。

【渡邊公民館長】

高齢者いこいの部屋の運用は課題になってくると思う。

【稲垣委員】

いこいの部屋は基本的には和室の畳敷きで、和室のニーズはあると思うが、悠友クラブの専用であると、空き時間がもったいないなという気がする。そこはほかの団体に有料で開放するのが一番いいと思う。

【渡邊公民館長】

基本的には悠友クラブは決まった曜日、時間帯等を市が予約して、それ以外の空いている時間帯は予約可能という運用は可能だと思うが、あまり細かく設定してしまうと事務が煩雑となってしまうことが懸念される。

【稲垣委員】

赤ちゃんには、和室は場所がいいと思う。公民館の赤ちゃん向け講座のために押さえるのは一つのやり方である。

【渡邊公民館長】

主催講座で保育付き講座を実施する場合は部屋を押さえている。

団体が畳の部屋を使いたいということであれば、本館や緑分館の2階研修室は和室であり、貫井北分館にも狭いが和室のスペースはある。

【大坪委員】

いこいの部屋は、悠友クラブの部屋ではないのでは。

【渡邊公民館長】

基本的には悠友クラブの部屋である。

【大坪委員】

悠友クラブが所有権を持っているのではなく、無料使用权ということであれば、ある程度の期間で押さえ、空き時間を一般に開放するというものでいいのではないか。初めから全部押さえてしまうのは、不自然ではないか。

【渡邊公民館長】

もともと、東センターのいこいの部屋は、悠友クラブの申し出により、その都度、予約していたが、業務が煩雑になったため、現状は曜日と時間帯と区切って運用している。

【稲垣委員】

管理の時間を1時間刻みでなく、午前3時間、午後3時間、その後、2時間や3時間、いわゆる大きな枠で捉えるような運用にすべきだと思う。細かくすると1時間というのは、とても管理が無理で入替え時間も難しい。3時間ぐらいの枠で押さえ、その間の空き時間ができるのは仕方ないが、そこで使う形とすれば、和室の運用もできるのではないかな。

【大坪委員】

商工会館は貸出しである意味収益をつくっているのに、アドバイスではないが、公民館は有料化イコール収益ではないが、振り切って会館で収益を立てるという考えになると、さきほどの稲垣委員が言ったとおり、ある程度時間を決めて貸し出しすれば収益性は高くなり、逆に1時間刻みのほうが市民としては利便性が上がる。

今後の有料化というか、受益者負担はどこで線を引くかとなる。3時間ごとか、今までどおり1時間ごとかが検討課題になってくるので、現状の公民館の運営上の考えではなく、そういうところを含めて皆さんで検討するほうが、この先、有料化になった後に、市民にとっても、公民館にとっても運営しやすい、使いやすい場所に変わっていくのではないかなと思う。

【渡邊公民館長】

ほかの自治体では、午前、午後、夜間という時間帯で区切っている事例が多い。運用方法などについても提言いただければと思う。

【稲垣委員】

公民館でホワイトボードのスケジュールを見ると、1時間刻みはあまりないと思う。午前から午後まで通しで取っていたりして、それを午前や午後と、こまを分けたほうが効率的に使えるのではないかな。その辺の実態を伺いたい。

【伊藤緑分館長】

緑分館の高齢者いこいの部屋の運用は、空いている時間は他の団体に貸し出している。緑長生会では月曜日はマージャン、火曜日がカラオケ等と目的に合わせた時間帯を行政使用として年間を通して予約を入れている。

その他各団体は現状、月に20時間又は5マスまでという制限があり、場合によっては1時間という単位利用もある。

【稲垣委員】

1時間単位のニーズというのは結構多いのですか。

【伊藤緑分館長】

20時間という制約があるので、1時間単位での利用団体もある。

【鈴木東分館長】

東分館も緑分館とほぼ同じで、行政使用で行っている。

9時から5時の時間帯を全て使用しているわけではないので、空いている時間帯は他の団体に貸し出している。使用時間が1時間単位であるものの、その利用はほとんどなく、大体3～4時間というのが一般的である。

そういったことで、午前、午後という時間帯での運用もありだと思う。

【村山貫井北分館長】

貫井北分館では、11部屋全て公民館が管理している。北町ホールは、公民館5館の各部屋の中で稼働率が一番高く、朝の9時から夜の10時までほぼ埋まっている。当日キャンセルが出れば、1時間単位でも入ってくるケースはある。

【渡邊公民館長】

前回まだ意見を頂いていない5番、保護者会、マンション管理組合の事例の1、保育園の保護者会の取扱いについて、有料3、減額3、免除1となっているが、それぞれどのように判断したのか意見を頂きたい。

【川原委員】

これは保護者会とかで、有料だと思うが、実際に幼稚園等の保護者会の集まりは、ファミリーレストランなどを使用している。場合によっては、公民館を使用することもあったが、飲食店で料金を払っていることを考えると、公民館で使用料を払うことになっても異論はないのではないか。

【倉持副委員長】

個人的には、重点施策において、子育て支援、青少年の活動、子供の活動に関して、公民館としてサポートしようという考えがあるのであれば、一定の配慮があってもよいと思う。考え方は様々なので、皆さんの意見を事務局に伝えることが大切だと思う。

【稲垣委員】

公民館使用登録団体であるか否かで判断してはどうか。

【渡邊公民館長】

登録団体を要件にするとすべての団体が減免対象になる。

【大坪委員】

何か組織図のような証明は必要か。

【渡邊公民館長】

不要である。これまでの公運審の協議の中では、減免を受けるためには届出制とするような発言があったと思う。その際に会則を提出をしていただくなど、公共的な活動を目的としていることや、会費の有無、団体情報の公表の有無などを確認して減免対象を判断するような方法があるのではないか、と考えている。

【稲垣委員】

今後有料化したら、登録団体以外にも有料で開放するという前提で考えている。

【大坪委員】

新たに有料化した後の登録団体の登録の際には、現状の審査の程度でなく、組織図を出してくださいということになると。

【渡邊公民館長】

仮に減額・免除を受けるのであればということになる。

【大坪委員】

そういったところも見直す必要があり、ここで決まった後にどう実行していくのか。ちなみに、私は全部有料で、逆に減額、免除する理由を聞くと、なるほどと思うし、先ほどの子育てだからというのはすごく貴重な意見であった。ただ、それがきちっとした団体なのかどうかは審査が必要である。

【渡邊公民館長】

ここで結論は難しいので、意見を頂いて、方向性を考えていきたい。

【本川委員長】

十分に委員の意見を考慮した上で、まとめておいていただきたい。
それでは、次へお願いしたい。

【渡邊公民館長】

9番の事例2、主催講座からの自主活動、主催講座から生まれた団体の取扱いについて、事務局では、萌芽性の観点から、最初の登録期間を3年間免除と判断をしたもの。これについては、有料が4、免除が3ということの意見を頂きたい。

【稲垣委員】

先ほどのファクターの中の会費で、5,000円となると高いなということで有料にした。
これが低ければ、減額でも免除でもある程度いいと思うが、会費をファクターにするかどうかというところになる。

【本川委員長】

会費を徴収せざるを得ない団体があるということを聞いている。それは、公民館が予約できず、ほかの会場を借りるために会費を上げている現状で、会費が高いというのはその会の運営のための必須条件となっている。伺ったのはコーラスの団体で、そういった事例があることは理解したいと思っている。

【稲垣委員】

ほかで活動するときにお金がかかるからということですね。

【本川委員長】

公民館で本来練習をしたが取れずに、ほかの場所を確保し、費用がかかることになる。大きな音や声を出したりする公民館の部屋の申込みは、ハードルが高く、無料なのかは、本当に難しい話になってくる。そういうことも含めて、私どもで検討するべきで、多方面からの情報、意見をも大事だと感じるので、いい方向に考えていきたい。

【大坪委員】

何かもっとそういう実態が分かるといいが。

【渡邊公民館長】

事務局としても各団体の活動実態は把握していない。あくまでも、申請書の記載内容程度である。

減額、免除の判断は、何を要件とするかが重要となってくる。

前回の公運審では補助金交付団体であることをもって、免除の要件とするかどうかが話題となった。補助金交付団体の免除が妥当という意見と、補助金交付団体であっても使用料を納めることが妥当という、それぞれの意見があった。

免除が妥当という理由として、市からの補助金が出ているのに、もう一回使用料として返すのはおかしいという意見ではあったが、この点について関係部署に確認したところ、補助金交付団体であっても、公共施設の使用料として改めて市に返すことは、特段会計処理上は問題ないということであった。補助金の交付を減免の要件するかについて、意見を伺いたい。

もう一つ要件設定が難しい事例として、法人格を持たない団体の取扱いである。例えば障がい者団体を考えたとき、免除が妥当という方向性は一致しており、確認方法を考えたとき、手帳の写しを全員分提出してもらうなどの方法が考えられる。NPO法人や社会福祉法人、町会、自治会などは一定法人格や組織化された団体については、要件確認は容易だと思う。

逆に、公民館使用団体の大半を占める、趣味的な活動をしている団体や習い事の活動団体は、原則有料という考え方が示されており、減額・免除の要件などは特段、考慮する必要はないものと考えている。

【本川委員長】

事務局から2点、補助金交付団体の取扱いと、公共性の高い活動、地域に還元する活動をしている団体の扱いについて求められている。委員長としては補助金を交付されていることをもって減免対象にする必要はないと考えているが、どうか。

【倉持副委員長】

委員長の発言にあるとおり、補助金の有無をもって減免の要件とするのではなく、公共性や地域性など活動の目的で判断するのが妥当で考えるが、どうか。

【稲垣委員】

私も倉持副委員長と同じ考えです。

【吉田委員】

これに関連し、市外構成員については有料という基本的なことを思っていて、今後、近隣他市とジョイントしながらいろんな講座を設けたときの手助けとして、有料・無料を考えなければと考えている。

また、公益性、包摂性、地域性というのは分かるが、萌芽性というのは講座には全てに該当するという気がする。

【倉持副委員長】

吉田委員の指摘はすごく大事であり、市内に在住・在学・在勤していないが、例えば小金井桜を残したい活動を、地元と小金井で一緒にやりたい団体がいたときに、それを完全有料でいいのかということになる。現代性ならではの、もともと公民館ではローカル性が意識され、住民だということが強かったわけだが、東京の公民館では確かにそういった可能性があり得ると、面白い大事な観点だと思うが、発展的な観点でもあり、まずは現状に合わせて議論する意味で、今後の課題としては、小金井の公民館関係人口というのか、市外の方と一緒に発

展させていくのは、重要な観点である。

萌芽性は何の萌芽かといったら、公益、包摂、地域に関わる萌芽なのではと思えば、「月刊こうみんかん」での、ピアノカリンバのサークルが立ち上がるようなニュースは、インキュベーターというか、これから新しいことを育てていくことで、地域のつながり、それが地域のほかの活動に還元されていく地域づくりにつながる可能性を秘めているので、まずは免除や減免をする考え方で、公民館の職員とつながりを持ち続け、職員とのアプローチも育ってという、そういった観点が大事で、公民館の在り方にも関わる萌芽ということが指す意味は、そんなところかなと思っている。

【本川委員長】

将来的ということであるが、今ということをお願いしたい。

【倉持副委員長】

取りあえずは有料で。

【福井委員】

回答が割れた負担区分の欄は、より議論が必要というのは数か所ある。我々の公運審の基本的な考えは、有料か減額か、5対5ぐらいの内容であり、継続議論で検討しているが、例えば回答が割れたところを抜粋して、近隣市を参考にすることで、それがたたき台の一つのヒントとしないと、小金井市で決めたことが、近隣の市町村と全然違っているような内容もあるのではないかな。

1番目の障がい者団体の検討は、有料か、無料か、減免かは、例えば三鷹市の元気創造プラザは、障害者の活動団体は無料で位置づけている。会費を取る取らない以前の公民館もあるということで、その辺の含みを持って、検討課題の保留的なところでヒントを得るということも必要ではないかと思っている。

【渡邊公民館長】

前回第36期のときに、各市の状況というものを確認している。

今、小金井市の公運審ではかなり丁寧に議論しているので、こちらを参考にさせていただきたい。

【福井委員】

障がい者団体は、他市の公民館でもはなから減免以前の無料ということであったりするが、小金井市では有料と位置づけるということか。

【渡邊公民館長】

まだ決定事項ではなく、意見を頂いているところである。

【福井委員】

ヒントとしては、そういうところを確認し、比較検討するという意味合いである。

【大坪委員】

受益者負担を進める上で、公運審では有料前提か、登録している団体は無料前提なのかの比重を考えるべきで、私はどちらかというと、今、使っている人の9割ぐらいを受益者負担にするという前提で考えている。

受益者負担というのは、お金を払うことでその会館をきれいに使うことや、時間の使い方
で団体活動が活発で有意義になったりすると思うが、無料であると適当な使い方により活動
にもつながると思うので、うまくマッチングさせることが必要ではないか。

今まで無料あり、それは無料がいいに決まっているが、今後の公民館の在り方を考えて、
これまで我々で議論を進めてきたが、その先に受益者負担があり、若者も使いやすくなるこ
とや、開催する事業により公民館がもっとよくなれば、有料化のうまい着地ができると思う。

どちらかをまず決めるべきで、あくまで受益者負担のほとんどが有料化前提とし、減額、
無料、減免の線引きするのであれば、現状の緩い感じの団体見方ではなく、厳格にするべき
で、受益者負担であれば、ここまで細かい討論をする必要もないのが前提である。とはいえ、
結局のところ、この後、市議会での話となるが、こういった意義で受益者負担をするは、統一
した意識も持たないと進まない。

【渡邊公民館長】

基本的には大坪委員とほぼ同じで、今後持続可能な継続的な活動ができる公民館としてい
かなければいけない。そのためには、利用者に一部負担をいただくことがもともとのスター
トであった。

公運審では、若者や配慮が必要な団体で、例えば公民館活動を続け主催講座から生まれた
団体には一定配慮が必要ではないかということが、これまでの議論の流れであったと思ってい
る。

個人的には今後減免に当たり、ある程度定義づけの部分をしっかりしていかなければいけ
ない。一つ、法人格を持った団体については、決算をしていて、団体の会則により、ある程度
かっちりとした形で定義づけはできるのではないか。

市のために活動している団体、法人格を持たない組織が、減免を希望するのであれば、組
織体として定義づけをしてもらい、そして情報を公開しているのかどうか。会費の部分をど
う扱うかは今後になるが、会費の有無を確認し、こういった目的でその会が運営されていて、
その部分を公共性、公益性と照らし合わせて判断していけばいいとは思っている。減免
を受ける団体については、ある程度ハードルを一段高くし、しっかりと地域に貢献している
団体というものを確認できるような手続は必要だと思っている。

原則有料で、その中で地域活動団体については、一定配慮が必要と事務局としては考えて
いる。

【大坪委員】

しっかりした手順を踏んで、減免される団体と免除される団体を審査していけばいいので
すよね。

【渡邊公民館長】

そのとおりである。

【本川委員長】

基本的なことから有料化に向けての意見を多く伺った。事務局においてはこの後、減免・
免除の対象のすみ分けを行っていくことになるが、一つ一つの事例が出てきたときに、検討

すべきではある。

そして、意見・提案シートでは、どのケースを有料にするか、減免、免除にするかは、簡単に決められるのではないかと投げかけも踏まえて考えていくべきではある。

【吉田委員】

こういった公運審の考え方は最終的にはどういう形で流れていくのか。

【渡邊公民館長】

皆さんから頂いた意見を提言書とし、まずは事務局案で作成する。その内容、ニュアンスの書き方を見ていただき、意見を反映し最終的な公民館運営審議会からの提言書として市へ提出してもらうことになる。

提言書と並行し、先ほどの福井委員からの、障がい者団体やNPO法人、社会教育法人の実際の定義づけを提言書により具体化する事務手続を事務局が行い、最終的には条例化し、条例に盛り込めないものについては、以前示したガイドラインのようなものを併せて市議会に提出をし、最終的にはその条例が可決か、否決されるかの審議がされる。

【川原委員】

スケジュール感はどんな感じであるか。

【渡邊公民館長】

今の段階でスケジュール案は、9月8日が今期の任期のため、そこまでは提言書を提出してもらうことになる。あわせて、ガイドライン等の事務手続も9月までの間に一定整理したいと思っている。

実際のところは、12月か3月の議会を目指して事務処理を進めていきたい。

提言書案については、今までの経過までは事務局でまとめており、この間の議論を具体的な今後の方向性、意見を踏まえて整理したものを示したい。

【本川委員長】

9月が任期というところもあり、まとめの段階であるが、今後の参加により意見をいただき、決めていく作業になるので、よろしくお願いします。

【大坪委員】

提言書は公運審として社会的な背景を前提とし、受益者負担という方向性を進めていく上で、こういった注意点があって、こういった団体によっては個別に判断が必要であるとの議論を持ち、有料化か、減免かというところまでで、ここでは、しっかりとしたルールは決める必要がなく、こういった提言により、受益者負担にしましょうというものを市議会に投げる話で、我々には、決定権は基本的ないのですよね。

【本川委員長】

そうですね。

【渡邊公民館長】

進めていく上では、具体的に書いてもらえると整理がしやすい。

【吉田委員】

それを反映してもらいたい。

【川原委員】

先日、倉持先生が講師されていた会合の中で、参加していた市民の方が、「公民館が有料化するという話は知っていますか」という発言をしていたが、そういったうわさは流れているのか。

【渡邊公民館長】

「月刊こうみんかん」で情報は出しているので、徐々に浸透してきていると思っている。

【本川委員長】

有料化により、将来、公民館がより使いやすく、若い人たちを取り込めることが大事で、現状は若干窮屈な状態であっても、少しずつ変わっていったらえればと思っている。

ここで一旦議事の議論は閉めさせていただく。

【福井委員】

資料7についてはいかがか。

【本川委員長】

前回、傍聴者からの意見として出ており、先ほどこれを踏まえての話であった。

【渡邊公民館長】

それについて、特に審議ということはないということを、前回整理している。

【本川委員長】

資料として配布され、必ず目を通してしているので、ほかの委員についても、提案シートに意見があれば、そのときに発言をいただくようお願いします。

6 その他

【諏訪庶務係長】

次回、公運審は、令和7年4月30日（水）午前10時から801会議室を予定している。

7 閉会

【本川委員長】

それでは、第37期の第14回公民館運営審議会を閉会とする。御協力ありがとうございました。

— 了 —